

大規模小売店舗立地法に基づく届出状況（R4年度）

部会	振興局	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
第1部会	石狩	3	0	1	4
	後志	0	0	1	1
	空知	0	0	1	1
	小計	3	0	3	6
第2部会	渡島	1	0	1	2
	檜山	0	0	1	1
	小計	1	0	2	3
第3部会	胆振	3	0	2	5
	日高	1	0	1	2
	小計	4	0	3	7
第4部会	上川	2	0	2	4
	留萌	1	0	0	1
	宗谷	0	0	0	0
	小計	3	0	2	5
第5部会	十勝	2	0	2	4
	釧路	2	0	1	3
	根室	2	0	2	4
	根室	1	0	0	1
	小計	7	0	5	12
合計		18	0	15	33

注1 届出件数は、「届出の受理日」でカウントした。（以下、同じ。）

2 「石狩」の欄には、札幌市の分を含まない。

3 「渡島」の欄には、平成18年度に権限移譲した北斗市の分を含む。

区分	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
札幌市	9	0	1	10

区分	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
道内合計	27	0	16	43
累計（H12～R4）	595	463	666	1,724

北海道大規模小売店舗立地審議会及び部会の開催状況（年度別）

（単位：回）

区分	H12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
第1部会	2	7	7	8	9	9	9	10	8	11	6	7	4	8	8	10	4	3	8	5	7	4	6	160
第2部会	0	3	5	3	3	5	3	6	8	5	5	4	5	2	2	6	6	4	4	5	4	4	7	99
第3部会	0	3	4	7	9	3	4	8	7	8	8	7	8	7	7	4	5	8	2	0	5	2	9	125
第4部会	1	2	4	8	6	8	5	5	7	5	6	5	4	3	4	4	3	6	3	8	6	5	10	118
第5部会	2	4	5	6	6	7	7	10	8	10	9	7	8	8	7	6	5	5	5	8	10	8	9	160
小計	5	19	25	32	33	32	28	39	38	39	34	30	29	28	28	30	23	26	22	26	32	23	41	662
本部議会	2	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	20
合計	7	20	25	33	34	33	29	39	39	40	35	31	29	29	29	31	24	26	23	27	33	24	42	682

※ 合計開催数は、H12～R4の合計開催数

北海道大規模小売店舗立地審議会部会の開催状況

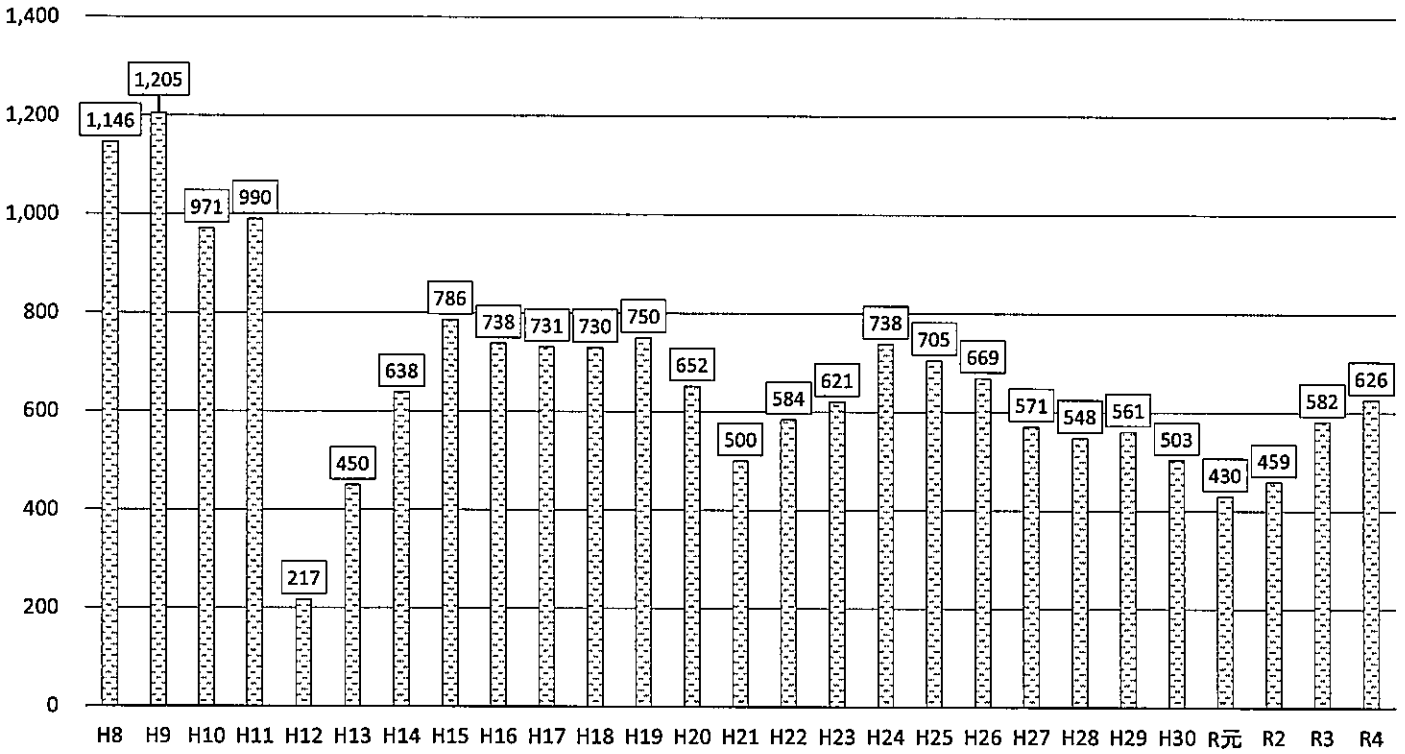
(R4年度)

部会	回数	年月日	審議事項			審議結果	摘要 (注意喚起)
第1部会	第1回	4.5.30	<ul style="list-style-type: none"> 事務的説明 (仮称) ツルハドラッグ栗山中里店 事務的説明 コメリハード&グリーン深川店 事務的説明 駅前第2施設建築物 	—	—	—	
	第2回	4.7.25		栗山町	新設	意見なし	
	第3回	4.8.26		—	—	—	
	第4回	4.9.30		深川市	新設	意見なし	
	第5回	4.10.27		—	—	—	
	第6回	4.11.28		小樽市	変更	意見なし	
第2部会	第1回	4.4.27	<ul style="list-style-type: none"> 事務的説明 丸井今井函館店 スーパーアークス千代台店 DCMホームマック石川店・マックスバリュ石川店 丸井今井函館店 (仮称) サツドラ函館高盛町店 事務的説明 DCMホームマック八雲店複合商業施設 	—	—	—	
	第2回	4.5.31		函館市	変更	意見なし	
	第3回	4.7.12		函館市	新設	意見なし	
				函館市	変更	意見なし	
	第4回	4.8.4		函館市	変更	意見なし	
	第5回	4.9.6		函館市	新設	意見なし	
	第6回	4.12.14		—	—	—	
第7回	5.2.1	八雲町	変更	意見なし			
第3部会	第1回	4.5.10	<ul style="list-style-type: none"> 事務的説明 (仮称) 苫小牧新開町商業施設 事務的説明 ケースデンキ苫小牧西店 (仮称) サツドラ安平早来店 DCMホームマック新明店 事務的説明 (仮称) ツルハドラッグ日高富川店 事務的説明 苫小牧市北栄町3丁目SC 事務的説明 	—	—	—	
	第2回	4.5.31		苫小牧市	新設	意見なし	
	第3回	4.7.28		—	—	—	
	第4回	4.8.26		苫小牧市	新設	意見なし	
				安平町	新設	意見なし	
	第5回	4.10.11		苫小牧市	変更	意見なし	
	第6回	4.11.16		—	—	—	
	第7回	4.12.15		日高町	新設	意見なし	
	第8回	5.1.20		—	—	—	
第9回	5.3.13	苫小牧市	変更	意見なし			
第4部会	第1回	4.4.22	<ul style="list-style-type: none"> 大成ファミリープラザ 事務的説明 イオンモール旭川駅前 事務的説明 (仮称) ザ・ビッグ永山店 ケースデンキ旭川春光店 ツルハドラッグ天塩店 ネクステージ旭川店 ネクステージ旭川店 (仮称) ツルハドラッグ旭川近文店 MEGAドン・キホーテ旭川店 (仮称) サツドラ留萌潮静店 ダイイチ花咲店 	旭川市	変更	意見なし	継続審議
	第2回	4.7.8		—	—	—	
	第3回	4.7.13		旭川市	変更	意見なし	
	第4回	4.8.30		旭川市	—	—	
				旭川市	新設	意見なし	
	第5回	4.9.14		旭川市	新設	意見なし	
				旭川市	新設	意見なし	
	第6回	4.10.18		天塩町	新設	意見なし	
	第7回	4.11.10		旭川市	新設	意見なし	
				旭川市	新設	意見なし	
第8回	4.12.20	旭川市	新設	意見なし			
第9回	5.2.14	旭川市	変更	意見なし			
第10回	5.2.28	留萌市	新設	意見なし			
第5部会	第1回	4.7.20	<ul style="list-style-type: none"> 事務的説明 事務的説明 ツルハドラッグ北見大通店 (仮称) ツルハドラッグ浦幌店 網走交通株式会社三輪ビル スーパースポーツゼビオ北見店 (仮称) サツドラ中標津町東18条店 網走交通株式会社三輪ビル 事務的説明 (仮称) ツルハドラッグ音更木野店 木野タウン 事務的説明 DCMホームマック木場店 DCMニコット羅臼店 事務的説明 	—	—	—	継続審議
	第2回	4.8.30		—	—	—	
	第3回	4.9.5		北見市	新設	意見なし	
				浦幌町	新設	意見なし	
	第4回	4.9.20		北見市	変更	意見なし	
				北見市	変更	意見なし	
	第5回	4.10.3		中標津町	新設	意見なし	
				北見市	変更	意見なし	
	第6回	4.10.28		—	—	—	
音更町			新設	意見なし			
第7回	4.12.8	音更町	変更	意見なし			
		—	—	—			
第8回	5.1.19	釧路町	変更	意見なし			
		羅臼町	新設	意見なし			
第9回	5.3.2	—	—	—			

【R4年度・届出別件数】

区分	件数
法第5条第1項(新設)の届出	19件
法第6条第2項(変更)の届出	14件
法附則第5条第1項(変更)の届出	1件
計	34件

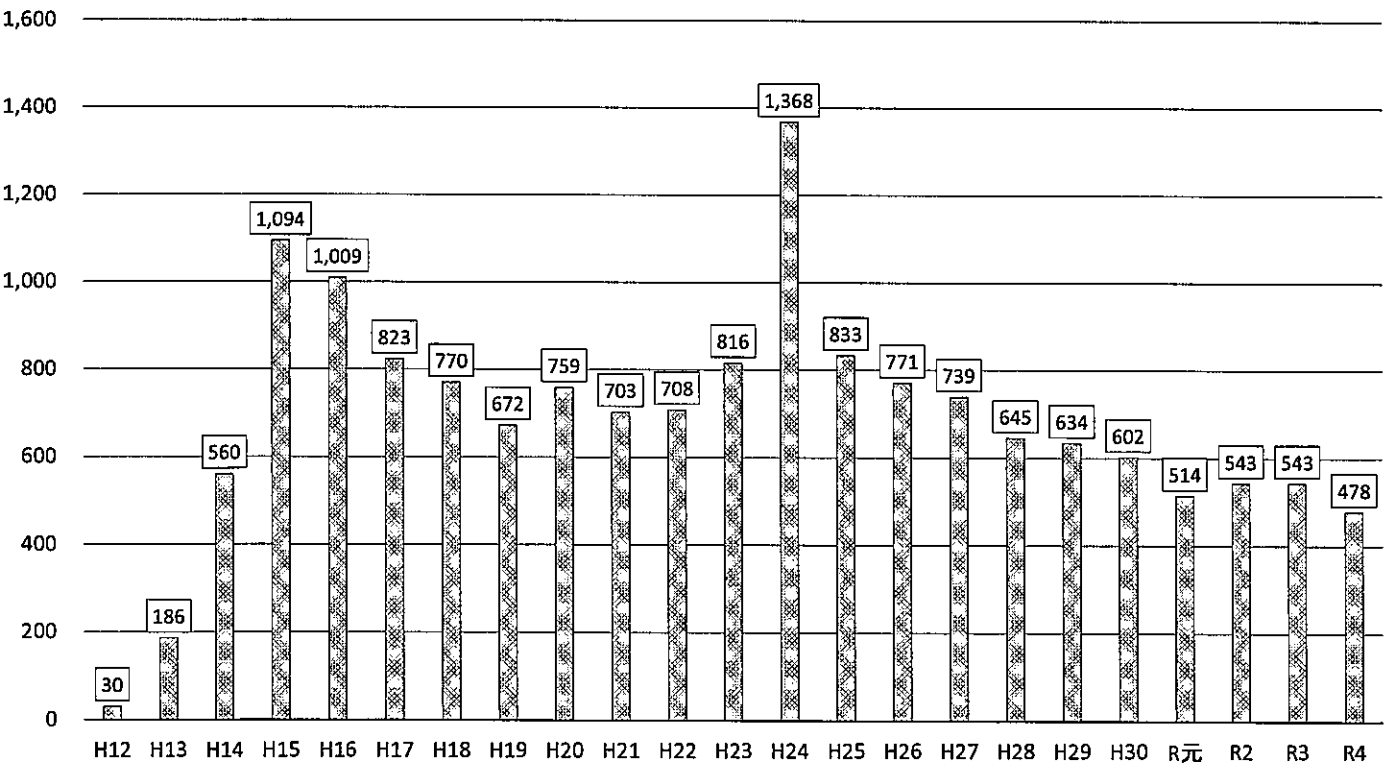
(1) 新設の届出状況 (第5条第1項)



※大店法の届出件数は1,000㎡以上の件数

件数：経済産業省HP

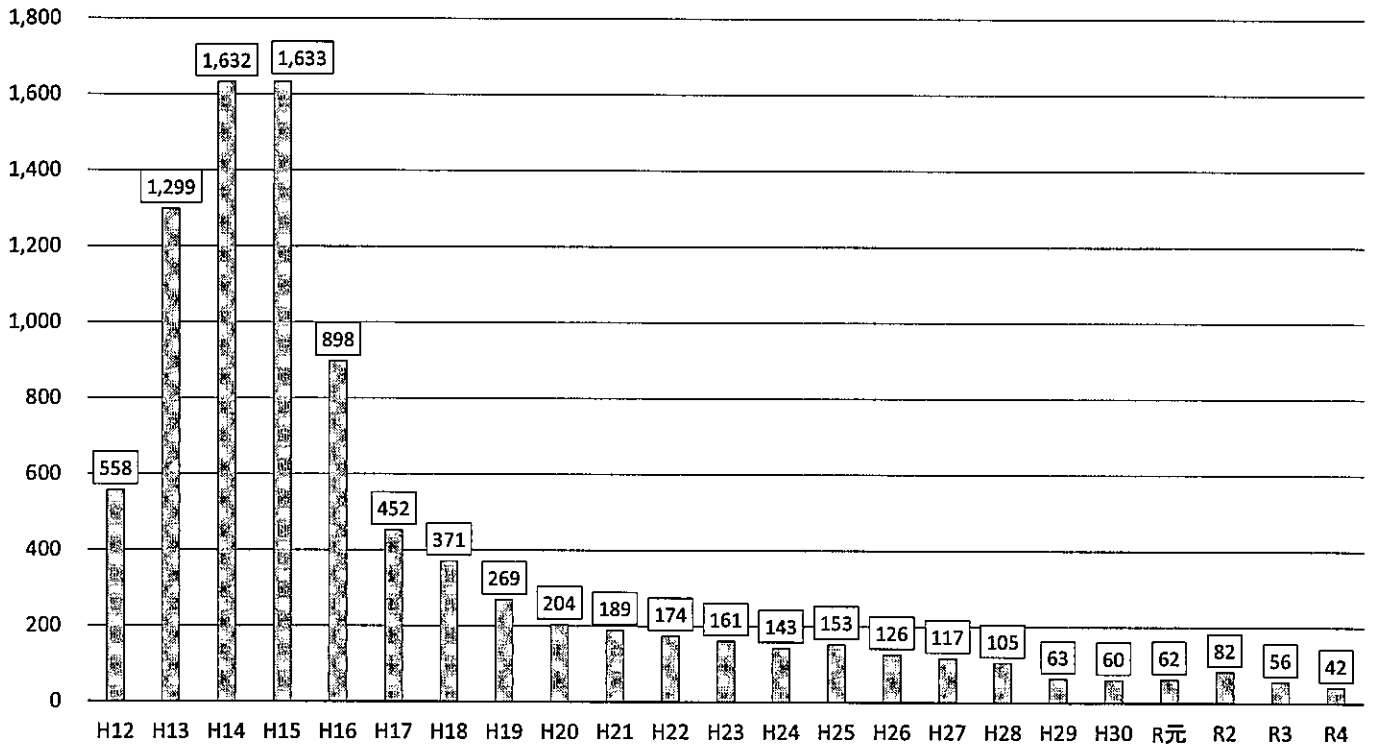
(2) 変更の届出状況① (第6条第2項)



※平成12年度は6月～翌3月の件数

件数：経済産業省HP

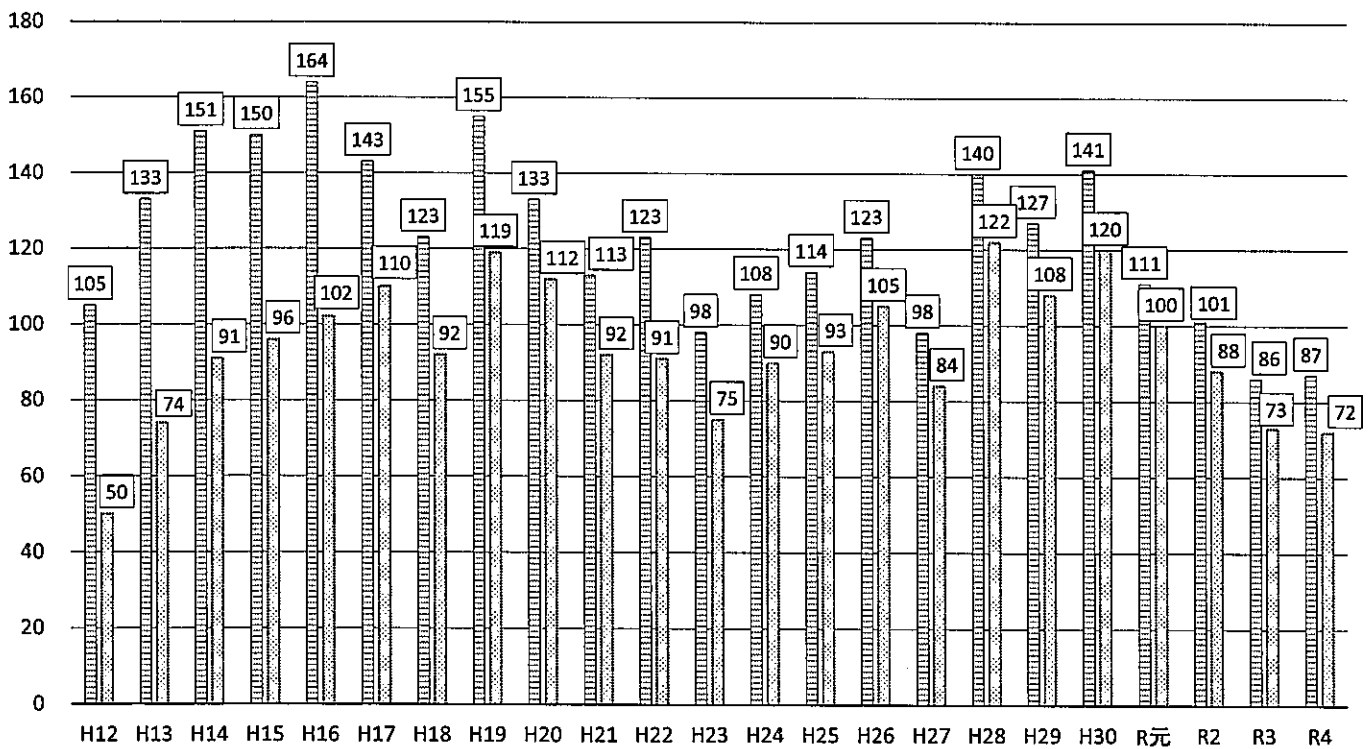
(3) 変更の届出状況② (附則第5条第1項)



※平成12年度は6月～翌3月の件数

件数：経済産業省HP

(4) 廃止の届出状況 (第6条第5項)



■ 第6条5項の届出件数 □ うち面積を0にするもの

件数：経済産業省HP

北海道大規模小売店舗立地審議会及び部会の傍聴の状況（年度別）

（単位：回、人）

年度	部会名	開催回数	傍聴者あり 開催回数	一般傍聴者	報道関係者
25年度	第1部会	8	1	0	1
	第2部会	2	0	0	0
	第3部会	7	5	1	5
	第4部会	3	0	0	0
	第5部会	8	0	0	0
	本審議会	1	1	0	2
	計	29	7	1	8
26年度	第1部会	8	0	0	0
	第2部会	2	0	0	0
	第3部会	7	4	2	6
	第4部会	4	2	2	1
	第5部会	7	0	0	0
	本審議会	1	1	0	4
	計	29	7	4	11
27年度	第1部会	10	0	0	0
	第2部会	6	0	0	0
	第3部会	4	1	0	1
	第4部会	4	0	0	0
	第5部会	6	0	0	0
	本審議会	1	1	0	3
	計	31	2	0	4
28年度	第1部会	4	1	1	0
	第2部会	6	0	0	0
	第3部会	5	1	0	1
	第4部会	3	0	0	0
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	1	0	0	0
	計	24	2	1	1
29年度	第1部会	3	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	8	1	0	1
	第4部会	6	2	2	0
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	—	—	—	—
	計	26	3	2	1
30年度	第1部会	8	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	2	0	0	0
	第4部会	3	1	0	1
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	1	1	0	2
	計	23	2	0	3
R元年度	第1部会	5	0	0	0
	第2部会	5	0	0	0
	第3部会	—	—	—	—
	第4部会	8	0	0	0
	第5部会	8	0	0	0
	本審議会	1	1	0	1
	計	27	1	0	1
2年度	第1部会	7	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	5	0	0	0
	第4部会	6	2	1	1
	第5部会	10	0	0	0
	本審議会	1	0	0	0
	計	33	2	1	1
3年度	第1部会	4	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	2	0	0	0
	第4部会	5	0	0	0
	第5部会	8	0	0	0
	本審議会	1	1	0	1
	計	24	1	0	1
4年度	第1部会	6	0	0	0
	第2部会	7	0	0	0
	第3部会	9	0	0	0
	第4部会	10	0	0	0
	第5部会	9	1	2	0
	本審議会	1	1	0	1
	計	42	2	2	1

道内の大規模小売店舗立地法特例区域一覧

1 大規模小売店舗立地法特例区域とは

大規模小売店舗立地法の特例区域は、「中心市街地の活性化に関する法律」において創設され、大規模小売店舗の郊外移転を背景とする商業機能の低下等により空洞化が進む中心市街地における商業等の活性化を目的として、大型店出店の実現可能性を高めるための特例措置が適用される区域をいう。

特例区域では、大規模小売店舗立地法の適用が一部除外されることにより、事業者の大幅な負担軽減となり、スピーディーな出店につながる他、地元関係者による円滑な店舗誘致等を実施できる。

特例区域は、内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地に限る第一種大規模小売店舗立地法特例区域と、その他中心市街地の第二種大規模小売店舗立地法特例区域に分類される。

《大規模小売店舗立地法の適用除外》

第一種：店舗の新設・変更等に係る届出、住民説明会の開催、届出の日から8ヶ月間の営業開始制限

第二種：店舗の新設・変更等に係る届出の添付書類、届出の日から8ヶ月間の営業開始制限

2 道内における特例区域の指定状況について

	市町村	指定区域	指定日
第一種	帯広市	西3・南9西北地区	平成20年(2008年)4月30日 ※令和2年(2020年)6月12日廃止
	小樽市	稲穂1丁目4番南地区	平成20年(2008年)12月5日 ※平成28年(2016年)5月6日廃止
	岩見沢市	4・3及び3・4地区	平成21年(2009年)3月27日
	函館市	本町93番地区	平成27年(2015年)12月4日
若松町20番地区		平成27年(2015年)12月4日 ※令和2年(2020年)3月3日廃止	
第二種	北見市	大通西2丁目及び3丁目地区	平成30年(2018年)2月23日

部会審議等に関する情報・意見交換、情報提供の項目

(委員名： 野田 敏)

項目	<p>① 大店審議会における審議方法等について</p> <p>② 審議対象となった店舗の开店後におけるフォローについて</p> <p>③ 大店審議会における新たな観点の必要性について</p>
背景・内容等	<p>① 近年、郊外に核店舗の周囲に複数の店舗が集まりショッピングゾーンを形成する手法が多く取られているが、大店法では対象店舗のみの審議となり、ゾーン全体を通じての交通渋滞・騒音・駐車場の配置・ゴミ・出入り口の配置などの検討が不十分であり、実態に即していないと思われる。</p> <p>② 審議は、あくまでも开店前の一回のみであり、开店後の状況のチェックや改善を要する場合等の対応が出来ないことから、何らかの措置が必要ではないか</p> <p>③ 近年の環境に対する関心の高まりや、SDGs・カーボンニュートラルなどへの取り組みを考えると、大店法においても、そのような観点を盛り込むことが必要ではないかと考える。</p>
参考資料	

北海道条例第17号（平成12年3月29日公布）

北海道大規模小売店舗立地審議会条例

（設置）

第1条 大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を図る見地から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に定める大規模小売店舗を設置する者が配慮すべきその施設の配置及び運営方法等に関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を具申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（特別委員）

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

（会長への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成13年2月1日から施行する。

2 北海道大規模小売店舗審議会条例（昭和54年北海道条例第2号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月29日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程

制定 平成12年6月19日
 改正 平成14年3月20日
 改正 平成21年7月22日
 改正 平成23年6月1日
 改正 平成27年8月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年北海道条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、北海道大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、次の場合には、審議会の会議を招集する。

- (1) 大規模小売店舗の立地に関する重要事項について知事から意見を聴かれたとき、又は知事に建議しようとするとき。
- (2) 委員の3分の1以上の者から付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、その期日の1週間前までに、日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(議長)

第3条 会長は、議長として会議の議事を運営する。

(委員以外の者の出席)

第4条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第5条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の許可を受けたときは、会議において文書によりその意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(緊急議決)

第6条 会議は、議長及び出席委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第2条第2項の規定によりあらかじめ通知をした事項以外の事項についても議決することができる。

(特別の手続)

第7条 会議は、軽微な事項その他必要と認める事項について、条例第5条及び第2条の規定によらないことを定めることができる。

(答申又は建議)

第8条 会長は、審議会において調査審議が終了したときは、議決を経て、その結果を知事に答申し、又は建議しなければならない。

2 会長は、前項の規定により答申し、又は建議する場合には、その答申書又は建議書に少数意見その他必要と認める事項を付記するものとする。

(部会の設置)

第9条 審議会に別表左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる区域を担当する。

(部会への付託)

第10条 次の各号に掲げる事項について審議会が知事から意見を聴かれたときは、当該事項は直ちにその事項に係る区域を担当する部会に付託されたものとみなす。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定による意見
- (2) 法第9条第1項の規定による勧告
- (3) 法第9条第7項の規定による公表
- (4) その他必要な事項

(部会の組織)

第11条 部会は部会長、副部会長及び特別委員5人で構成する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の招集、開催及び議決の方法等)

第12条 部会長は、第10条の規定により付託があった場合及び必要と認めた場合には、部会を招集する。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び特別委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した副部会長及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 第3条から第8条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「副部会長及び特別委員」と読み替えるものとする。

(部会の決議)

第13条 部会長は、部会において調査審議が終了したときは、議決を経て、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長が、特に定める場合を除き、部会の権限に付託された事項については、部会の決議をもって審議会の決議とする。

(審議会及び部会の庶務)

第14条 審議会の庶務は経済部地域経済局中小企業課において処理する。

2 部会の庶務は、次の総合振興局及び振興局において処理する。

部会の名称	庶務を行う総合振興局又は振興局
第1部会	石狩振興局
第2部会	渡島総合振興局
第3部会	胆振総合振興局
第4部会	上川総合振興局
第5部会	十勝総合振興局

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、北海道行政組織規則の一部を改正する規則（平成27年北海道規則第58号）の施行の日から施行する。

別表（第9条関係）

名 称	担 当 区 域
第1部会	小樽市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、空知総合振興局所管区域、石狩振興局所管区域、後志総合振興局所管区域
第2部会	函館市、渡島総合振興局所管区域（北斗市を除く。）、檜山振興局所管区域
第3部会	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局所管区域、日高振興局所管区域
第4部会	旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、富良野市、上川総合振興局所管区域、留萌振興局所管区域、宗谷総合振興局所管区域
第5部会	釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局所管区域、十勝総合振興局所管区域、釧路総合振興局所管区域、根室振興局所管区域

北海道大規模小売店舗立地審議会委員名簿

氏 名	所 属 等 (専 門)	備 考
大平 義隆	北海学園大学経営学部教授 (経営)	会 長
田村 愛美	税理士法人スクエア会計事務所税理士 (経済、経営、税務、会計)	
菊池 幸恵	函館工業高等専門学校社会基盤工学科准教授 (まちづくり・都市計画)	
笠井 久会	北海道大学大学院水産科学研究院准教授 (まちづくり・環境、廃棄物)	
神田 康晴	室蘭工業大学大学院工学研究科准教授 (環境科学)	
前川 芳彦	元苫小牧市環境衛生部長 (都市計画)	
大野 剛志	旭川市立大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科 学科長・教授 (社会学)	副会長
薄井タカ子	税理士法人薄井会計税理士 (経営)	
野田 敏	根室商工会議所専務理事 (行政 (まちづくり、都市計画))	
谷 昌幸	帯広畜産大学グローバル アグロメディシン研究センター教授 (地域環境)	